

環境省環境配慮の方針

(環境基本計画に基づき策定)

政策分野

オフィス活動分野

環境省環境マネジメントシステム

最高経営層

(大臣・副大臣・政務官)

内部監査統括責任者
(大臣官房会計課長)

システム運営部局長等会議

環境管理統括者

(事務次官)

システム事務局長
(大臣官房会計課長)

官房長、部局長、地方
支分部局及び施設等
機関の長

部局等環境管理責任者会議

部局等環境管理責任者

(官房課長、総括課長及び事務所総務課長等)

部局等環境管理推進員

(官房各課及び総括課庶務担当課長補佐等)

環境推進員

(本省各課室庶務担当課長補佐等)

職員

※環境省では、政策分野・オフィス活動分野の環境配慮の進捗状況について、環境配慮促進法第6条に基づく「環境配慮等の状況」の報告として環境報告書を作成している。

※環境報告書の公表をもって、環境省環境配慮方針に基づく自主的点検の公表としている。